

○ 役員候補者推薦実施規則

（制定 平成13年9月1日）

【目的】

第1条 この規則は、定款附属書役員選任規程第4条第2項及び第3項に基づき、推薦会議における推薦する理事又は監事の候補者（以下「役員候補者」という。）に係る推薦区域ごとの推薦手続きに関する事項について定めることを目的とする。

【推薦期日】

第2条 定款附属書役員選任規程第1条第1項の規定による役員候補者の推薦は、当該通常総会の会日の60日前から15日前までの間に行う。

② 同規程第1条第2項の規定による役員候補者の推薦は、当該総会の会日の15日前までに行う。

【推薦区域】

第3条 役員候補者の推薦は、規約第31条第2項で定める別表による区域ごとに行う。

【集落会議及び区域会議】

第4条 集落の意思反映を図るため、各集落支部ごとに集落会議を設ける。

② 前項の会議は集落での意見集約及び第5条に定める区域推薦委員会への代表者の選出を行う。ただし、この代表者はこの組合の正組合員でなければならない。

③ 別表の区域が複数の集落による場合は、区域会議を設け、第5条に定める区域推薦委員会への代表者の選出を行う。ただし、この代表者はこの組合の正組合員でなければならない。

④ 前項の区域会議は、集落会議の後、代表者を選出し、その代表者1人ずつをもって構成する。ただし、この代表者はこの組合の正組合員でなければならない。

⑤ 前項の集落会議及び区域会議の代表者は集落での意見を尊重し、区域推薦委員会に望まなければならない。

⑥ 区域推薦委員会への代表者は、別表による人数とする。

⑦ 区域推薦委員会への代表者は、役員候補者の推薦責任者を兼ねることはできない。

⑧ 区域推薦委員会への代表者は、監事推薦委員を兼ねるものとする。

⑨ 区域推薦委員会への代表者の任期は、集落会議及び区域会議で選出された日から、任期満了に伴う次期改選期の集落会議及び区域会議で新たに区域推薦委員会への代表者が選出されるまでとする。

⑩ 集落会議及び区域会議の会議録を作成し、届出るものとする。

なお、必要に応じて議事録署名人を若干名指名することができる。

【区域推薦委員会】

第5条 推薦区域ごとに定められた役員候補者を推薦するため、理事候補者の区域ごとに区域推薦委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

② 委員会は、前条第2項及び第3項により選出された当該区域の代表者をもって構成する。

③ 委員会は、構成員（以下「委員」という。）の過半数が出席し、出席した委員の過半数

でこれを決し（役員候補者の決定を除く。）、可否同数のときは議長の決するところによる。

**【委員会の招集者】**

第6条 委員会の委員長が選任されるまでは組合長が招集する。

② 委員長が選任された後は、委員長が招集する。

**【委員会の正副委員長】**

第7条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長1人を選任する。

② 委員長は委員会を代表するほか、会議の議長となり、委員会の決定に従い役員候補者の決定等に関する一切の業務を処理する。

③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

**【委員会の任務】**

第8条 委員会は、役員候補者として推薦された者の中から、当該区域定数の理事候補者の決定及び監事区域定数以内の監事候補者の選出を行う。

ただし、理事候補者については、農協法第30条第12項に定める者を別表2の定数以上選出しなければならない。

② 委員会は、定款附属書役員選任規程第4条第2項及び第3項により組合長が招集する推薦会議に出席すべき者（以下「推薦委員」という。）について理事候補者ごとに、1名を委員の中から互選する。ただし、理事候補者が推薦委員を兼ねることはできない。

③ 委員会は、役員候補者の所信等を徴する。

④ 委員会は、役員候補者が定数をこえるときは、役員候補者の意見を徴したうえで調整に努めなければならない。

⑤ 前項の調整ができない場合は、当該区域推薦委員による投票により決する。

なお、投票の方法は単記投票とし、規約第31条第2項で定める別表による区域を細分化して投票を行うことはできない。

⑥ 前項の投票を行う場合は、委員長が選挙管理者となり、開票立会人を若干名指名する。

⑦ 前項の投票で得票数が同じであるときは、役員候補者が、委員長立会いの上、くじで決定する。

⑧ 委員会の会議録を作成し、届出るものとする。

なお、必要に応じて議事録署名人を若干名指名することができる。

⑨ 委員会は、役員候補者を決定した場合、当該区域の正組合員に通知する。

**【監事推薦委員会】**

第9条 監事候補者選出区域ごとに定められた定数の監事候補者を決定するため、監事推薦委員会を設ける。

② 監事推薦委員会は、第4条第8項の規定により選出された委員で構成し、第7条に準じ正副委員長を互選する。

③ 監事推薦委員会は、各委員会において監事候補者として推薦されたものの中から、当該区域定数の監事候補者及び候補者と同数の推薦委員を決定する。ただし、監事候補者が推

薦委員を兼ねることはできない。

- ④ 監事推薦委員会は、監事候補者の所信等を徴する。
- ⑤ 監事推薦委員会は、監事候補者が定数をこえるときは、監事候補者の意見を徴したうえで調整に努めなければならない。
- ⑥ 前項の調整ができない場合は、監事推薦委員による投票により決する。  
なお、投票の方法は単記投票とする。
- ⑦ 前項の投票を行う場合は、委員長が選挙管理者となり、開票立会人を若干名指名する。
- ⑧ 前項の投票で得票数が同じであるときは、役員候補者が、委員長立会いの上、くじで決定する。
- ⑨ 監事推薦委員会の会議録を作成し、届出のものとする。  
なお、必要に応じて議事録署名人を若干名指名することができる。
- ⑩ 監事推薦委員会は、監事候補者を決定した場合、当該区域の正組合員に通知する。

**【候補者の届出】**

第10条 委員長は、理事又は監事の別に、役員候補者及び推薦委員の住所、氏名など必要事項を記載した書面に署名又は記名押印のうえ、会議録を添えて委員会の結果を組合長に届け出なければならない。

- ② 委員長は、前項の届け出を行うとき、役員候補者の承諾書を添えて行わなければならない。

**【推薦会議への提出】**

第11条 組合長は、役員候補者として、第10条第1項による委員会の報告内容を推薦会議に書面で提出しなければならない。

**【事務取扱】**

第12条 この規則に関する事務取扱は、組合長の指示に基づき、職員があたるものとする。

**【改 廃】**

第13条 この規則の設定及び改廃は、理事会の議決による。

**附 則**

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

この変更は、平成14年10月24日から施行する。

この変更は、平成16年10月26日から施行する。

この変更は、平成17年2月24日から施行する。

この変更は、平成19年8月31日から施行する。

この変更は、平成23年1月26日から施行する。

この変更は、平成26年1月29日から施行する。

この変更は、平成28年12月27日から施行する。

【別表】 区域推薦委員の定数

【旧石巻市 89名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
石巻1	上大一・上大二・下大	4
石巻2	上釜一・上釜二・上釜三・上釜四	4
石巻3	下釜一・下釜二・下釜三・門脇	2
石巻4	旭町・袋谷地・水押	4
石巻5	湊・伊原津・立石・鹿妻	4
石巻6	山下南・東北新橋	2
石巻7	仁斗田・大泊	1
石巻8	浜江場・仲・沖	5
石巻9	裏一・裏二・福村	4
石巻10	太田切・上	3
石巻11	谷地・中埠一・中埠二	5
石巻12	丸井戸一・丸井戸・境谷地	3
石巻13	南境西・南境東	5
石巻14	棚橋・亀山	3
石巻15	八津・入	5
石巻16	高木西・高木東	4
石巻17	水沼西・水沼東	4
石巻18	内原・日向・小島	6
石巻19	沼津・裏沢田	6
石巻20	井内	1
	大和田	1
石巻21	表沢田・流留	4
石巻22	根岸一・根岸二・根岸三	5
石巻23	町内一・町内二・町内三	4
計	61集落支部	89

【女川町 2名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
女川1	大沢・安住・針浜・猪落・浦宿・小乗・高白・横浦・大石原・野々浜 飯子浜・塚浜・女川・出島・寺間・宮ヶ崎・石浜・桐ヶ崎・竹浦・尾浦 御前・指ヶ浜	2
計	22集落支部	2

【旧牡鹿町 6名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
牡鹿1	谷川・大谷川・鮫浦・泊・新山	3
牡鹿2	鮎川・十八成・寺山・小淵・給分・大原	3
計	11集落支部	6

第1章 定款・規約に関する規程（役員候補者推薦実施規則）

【旧河北町 96名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
河北1	成田	2
河北2	五味旧	2
河北3	相野谷	2
河北4	女子沢・中島上・中島中・清水田	5
河北5	中野・相野田・牧野巣	5
河北6	皿貝1・皿貝2・皿貝3・皿貝4	5
河北7	馬鞍上・馬鞍中・馬鞍下	3
河北8	北境	2
河北9	梨ノ木	1
河北10	東福田上・東福田下	2
河北11	大土	1
河北12	大森	2
河北13	辻堂	3
河北14	三輪田上区	3
河北15	竹ノ迫・新寺	2
河北16	仲里・赤柴	2
河北17	福地	3
河北18	横川	2
河北19	谷地	2
河北20	針岡第1	3
河北21	針岡第2	3
河北22	釜谷	4
河北23	長面上、長面下1・長面下2・長面下3・長面須賀	5
河北24	尾崎1・尾崎2	2
河北25	五十五人	5
河北26	鶴家1・鶴家2・鶴家3・鶴家4・鶴家5・鶴家6・鶴家7・鶴家8	4
河北27	沢田	3
河北28	川の上1・川の上2・川の上3・川の上4	3
河北29	後谷地1・後谷地2・後谷地3・後谷地4・後谷地5	4
河北30	新田1・新田2・新田3・新田4	3
河北31	本地1・本地2・本地3・本地4	3
河北32	岩崎・吉野1・吉野2	4
河北33	名振・船越・大須・熊沢・羽坂・桑浜・立浜・大浜・小島・明神・伊勢畑 雄勝1・雄勝2・味噌作・原・船戸・水浜・波板	1
計	90集落支部	96

第1章 定款・規約に関する規程（役員候補者推薦実施規則）

【旧北上町 25名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
北上1	本地1・本地2・本地3	2
北上2	大須	3
北上3	行人前・釜谷崎・二丁谷地	2
北上4	長尾1・長尾2・長尾3・長尾4・長尾5	3
北上5	泉沢1・泉沢2・中原1・中原2・要害1・要害2・大上1・大上2 大上3	5
北上6	追波1・追波2・追波3	3
北上7	吉浜1・吉浜2・吉浜3・月浜1・月浜2	3
北上8	立神・長塩谷・白浜	2
北上9	小室大室・小泊・相川1・相川2・小指・大指小滝	2
計	38集落支部	25

【旧桃生町 62名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
桃生1	寺崎中・寺崎下一・寺崎下二	4
桃生2	中津山上・中津山下・四軒	4
桃生3	城内	5
桃生4	新田一・新田二・新田三・新田四・新田	6
桃生5	給人町一・給人町二・男巻	4
桃生6	神取上一・神取上二・神取下一・神取下二・山崎	6
桃生7	高須賀上・高須賀下	7
桃生8	倉埜上・倉埜中	3
桃生9	深山・牛田上・牛田下	3
桃生10	糠塚・裏永井・西前・表永井・向永井	5
桃生11	檜崎西下・檜崎西上・檜崎東表・檜崎東裏・山田	3
桃生12	九郎沢・拾貫東・拾貫西・入沢・宗前山・入山	4
桃生13	北沢・老の森・袖沢中・見留田・薬田一・薬田二	4
桃生14	峰・関前・沢田	4
計	52集落支部	62

第1章 定款・規約に関する規程（役員候補者推薦実施規則）

【旧河南町 109名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数	推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
河南1	笈入下	1	河南41	中山上谷地	2
河南2	笈入中	1	河南42	梅木上・梅木2	3
河南3	笈入上	2	河南43	四家	2
河南4	町下	2	河南44	新田町	2
河南5	町中	2	河南45	本町1・本町3・本町4	4
河南6	町上	2	河南46	道的	2
河南7	山根	2	河南47	谷地中	2
河南8	山崎	2	河南48	三軒谷地	1
河南9	御蔵場	2	河南49	曾波神	1
河南10	西谷地	2			
河南11	河原	2			
河南12	沖	2			
河南13	中塚	1			
河南14	根方上	2			
河南15	根方中	1			
河南16	根方下	2			
河南17	黒沢	1			
河南18	二間堀	1			
河南19	駅前	1			
河南20	赤羽根上	1			
河南21	赤羽根下	1			
河南22	下谷地	1			
河南23	糠塚	3			
河南24	館	3			
河南25	須江山根	2			
河南26	須江沢田	3			
河南27	須江中塚	2			
河南28	青木	4			
河南29	大番所	5			
河南30	朝日	3			
河南31	大沢	3			
河南32	箱清水	2			
河南33	小崎	2			
河南34	俵庭	2			
河南35	表沢	3			
河南36	広渚新田	5			
河南37	広渚町上	3			
河南38	広渚町下	4			
河南39	柏木	4			
河南40	砂押	3	計	52集落支部	109

第1章 定款・規約に関する規程（役員候補者推薦実施規則）

【旧矢本町 75名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
矢本1	上町一・上町二・上町三・河戸	4
矢本2	下町一・下町二・下町三・浜須賀	5
矢本3	立沼・道地一・道地二	4
矢本4	鹿妻一・鹿妻二	4
矢本5	上小松・沢田	4
矢本6	中小松	3
矢本7	四谷・原一・原二・谷地・五味倉	6
矢本8	大曲・上浜・下浜	8
矢本9	赤井上区	4
矢本10	中区	6
矢本11	下区	5
矢本12	関の内四号・仲谷地・舟橋・新生・館谷地・駅前	3
矢本13	久保土・柳北・東仲谷地・柳上・柳東部	4
矢本14	表・宿・中沢・引沢	4
矢本15	小分木・大島・角柄	4
矢本16	袖沢・餅田・鳥の巣・三ツ谷・前三郷・後三郷	4
矢本17	荻窪・清水沢・五台	3
計	54集落支部	75

【旧鳴瀬町 44名】

推薦区域	属する集落支部名	推薦定数
鳴瀬1	小野	3
鳴瀬2	根古	1
鳴瀬3	高松	1
鳴瀬4	新田	1
鳴瀬5	下福田・上福田・肘曲	6
鳴瀬6	上下堤	3
鳴瀬7	川下	2
鳴瀬8	牛網	5
鳴瀬9	浜市	2
鳴瀬10	新町	2
鳴瀬11	中下	2
鳴瀬12	浅井	2
鳴瀬13	大塚	2
鳴瀬14	東名	3
鳴瀬15	亀岡	2
鳴瀬16	里浜	3
鳴瀬17	月浜	1
鳴瀬18	大浜	1
鳴瀬19	室浜	2
計	21集落支部	44



【別表2】

区域又は区分	理事候補者定数	農協法第30条第12項 に定める者の定数
旧石巻市・ 女川町・ 旧牡鹿町	5	3
旧河北町・ 旧雄勝町・ 旧北上町	4	2
旧桃生町	2	1
旧河南町	4	2
旧矢本町	3	2
旧鳴瀬町	1	
理事会推薦	2	2
理事会推薦（女性）	2	
計	23	12